

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

	担当課	自然保護課	検索番号	8 - 1
法令名	愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例	根拠条項	20 - 1	
許認可等	特定希少野生動植物保護区の区域内における建築物その他の工作物の新築等の許可			
(根拠規定)				
第20条 特定希少野生動植物保護区の区域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。				
(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。				
(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。				
(3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。				
(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。				
(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。				
(6) 木竹を伐採すること。				
(7) 特定希少野生動植物の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。				
(8) 特定希少野生動植物保護区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。				
(9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。				
(10) 特定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、植栽し、又はまくこと。				
(11) 特定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。				
(12) 火入れ又はたき火をすること。				
(13) 特定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。				
2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。				
3 知事は、前項の申請に係る行為が前条第2項の指定の区域の保護に関する指針に適合しないものであるときは、第1項の許可をしないことができる。				
4 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の許可に条件を付することができる。				
5 第1項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。				
6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。				
(1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為				
(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの				
(3) 木竹の伐採で、知事が特定希少野生動植物保護区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの				
7 前項第1号に掲げる行為であって第1項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その行為をした日から起算して14日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。				

(許認可等の基準)

愛媛県告示第286号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動植物保護区を指定する。

1 特定希少野生動植物保護区の名称

片上地区カスミサンショウウオ保護区

2 指定の区域

今治市波方町樋口字大平乙206番1地先の区域(区域図のとおり)

3 指定に係る特定希少野生動植物

カスミサンショウウオ

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) カスミサンショウウオの生息のために確保すべき条件

カスミサンショウウオは、今治市の一部にしか生息していない特定希少野生動植物である。当該区域におけるカスミサンショウウオの生息のためには、水量の確保及び水質の保全が必要である。

(2) 生息条件を維持するための環境管理の指針

カスミサンショウウオの生息条件である水量の確保及び水質の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のカスミサンショウウオの保全に努めるとともに、各種行為が水量、水質など生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生息環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理に必要な施設並びにカスミサンショウウオの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。

イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理並びにカスミサンショウウオの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。

ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。ただし、あらかじめ知事に届け出た学術研究目的であって、現存するカスミサンショウウオの生息に支障を及ぼさない小規模な土石の採取については、この限りでない。

エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立ては行わないこと。

オ 生息条件の維持のため、カスミサンショウウオの繁殖期の始めから幼生の水中生活が終わるまでの間は、水路の水位又は水量に著しい増減を生じさせるような行為は行わないこと。ただし、農林業を営むために必要な水位又は水量の増減並びに災害に備えた水路及び既存施設の維持管理並びにカスミサンショウウオの保護管理に必要な水位又は水量の増減については、この限りでない。

カ 当該区域内に生息し、又は生育する野生動植物以外の個体であって、カスミサンショウウオの生息に影響を及ぼすおそれのある動植物を放ち、若しくは植栽し、又はその種をまく行為は行わないこと。特に、カスミサンショウウオの生息を阻害するおそれのあるミシシippアカミミガメ及びアメリカザリガニを放たないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書、イただし書、ウただし書及びオただし書に定める行為を行うに当たっては、カスミサンショウウオの生息状況に十分配慮し、当該行為によるカスミサンショウウオへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。

(「区域図」は、省略し、その図面は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に備えて公衆の縦覧に供する。)

愛媛県告示第287号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動植物保護区を指定する。

1 特定希少野生動植物保護区の名称

宅間地区カスミサンショウウオ保護区

2 指定の区域

今治市宅間字ヨシラシ乙227番2地内の区域（区域図のとおり）

3 指定に係る特定希少野生動植物

カスミサンショウウオ

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) カスミサンショウウオの生息のために確保すべき条件

カスミサンショウウオは、今治市の一部にしか生息していない特定希少野生動植物である。当該区域におけるカスミサンショウウオの生息のためには、水量の確保及び水質の保全が必要である。

(2) 生息条件を維持するための環境管理の指針

カスミサンショウウオの生息条件である水量の確保及び水質の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のカスミサンショウウオの保全に努めるとともに、各種行為が水量、水質など生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生息環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理に必要な施設並びにカスミサンショウウオの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。

イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理並びにカスミサンショウウオの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。

ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。ただし、あらかじめ知事に届け出た学術研究目的であって、現存するカスミサンショウウオの生息に支障を及ぼさない小規模な土石の採取については、この限りでない。

エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立ては行わないこと。

オ 生息条件の維持のため、カスミサンショウウオの繁殖期の始めから幼生の水中生活が終わるまでの間は、水路の水位又は水量に著しい増減を生じさせるような行為は行わないこと。ただし、農林業を営むために必要な水位又は水量の増減並びに災害に備えた水路及び既存施設の維持管理並びにカスミサンショウウオの保護管理に必要な水位又は水量の増減については、この限りでない。

カ 当該区域内に生息し、又は生育する野生動植物以外の個体であって、カスミサンショウウオの生息に影響を及ぼすおそれのある動植物を放ち、若しくは植栽し、又はその種をまく行為は行わないこと。特に、カスミサンショウウオの生息を阻害するおそれのあるミシシippアカミミガメ及びアメリカザリガニを放たないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書、イただし書、ウただし書及びオただし書に定める行為を行うに当たっては、カスミサンショウウオの生息状況に十分配慮し、当該行為によるカスミサンショウウオへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。

（「区域図」は、省略し、その図面は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に備えて公衆の縦覧に供する。）

愛媛県告示第288号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第1

9条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動植物保護区を指定する。

1 特定希少野生動植物保護区の名称

台地区ダルマガエル保護区

2 指定の区域

今治市大三島町台530番3地内の区域(区域図のとおり)

3 指定に係る特定希少野生動植物

ダルマガエル

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) ダルマガエルの生息のために確保すべき条件

ダルマガエルは、今治市の一部にしか生息していない特定希少野生動植物である。当該区域におけるダルマガエルの生息のためには、水量の確保及び水質の保全が必要である。

(2) 生息条件を維持するための環境管理の指針

ダルマガエルの生息条件である水量の確保及び水質の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のダルマガエルの保全に努めるとともに、各種行為が水量、水質など生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生息環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理に必要な施設並びにダルマガエルの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。

イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理並びにダルマガエルの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。

ウ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立ては行わないこと。

エ 生息条件の維持のため、ダルマガエルの繁殖期の始めから幼生の水中生活が終わるまでの間は、水路の水位又は水量に著しい増減を生じさせるような行為は行わないこと。ただし、農業を営むために必要な水位又は水量の増減並びに災害に備えた水路及び既存施設の維持管理並びにダルマガエルの保護管理に必要な水位又は水量の増減については、この限りでない。

オ 当該区域内に生息し、又は生育する野生動植物以外の個体であって、ダルマガエルの生息に影響を及ぼすおそれのある動植物を放ち、若しくは植栽し、又はその種をまく行為は行わないこと。特に、ダルマガエルの生息を阻害するおそれのあるミシシippアカミミガメ及びアメリカザリガニを放たないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書、イただし書及びエただし書に定める行為を行うに当たっては、ダルマガエルの生息状況に十分配慮し、当該行為によるダルマガエルへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。

(「区域図」は、省略し、その図面は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に備えて公衆の縦覧に供する。)

愛媛県告示第289号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動植物保護区を指定する。

1 特定希少野生動植物保護区の名称

庄内地区ハッチョウトンボ保護区

2 指定の区域

西条市旦之上乙1番12地内の区域(区域図のとおり)

3 指定に係る特定希少野生動植物

ハッチョウトンボ

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) ハッチョウトンボの生息のために確保すべき条件

ハッチョウトンボは、西条市の一部にしか生息していない特定希少野生動植物である。当該区域におけるハッチョウトンボの生息には、水量の確保並びに水質及び植生の保全が必要である。

(2) 生息条件を維持するための環境管理の指針

ハッチョウトンボの生息条件である水量の確保並びに水質及び植生の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のハッチョウトンボの保全に努めるとともに、各種行為が水量、水質など生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生息環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、既存施設の維持管理に必要な施設及びハッチョウトンボの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。

イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、既存施設の維持管理及びハッチョウトンボの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。

ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。ただし、あらかじめ知事に届け出た学術研究目的であって、現存するハッチョウトンボの生息に支障を及ぼさない小規模な土石の採取については、この限りでない。

エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立ては行わないこと。

オ 生息条件の維持のため、湿地の水位又は水量に著しい増減を生じさせるような行為は行わないこと。

カ 木竹の伐採は行わないこと。ただし、ハッチョウトンボの生息に支障を及ぼしている木竹の除去については、この限りでない。

キ 踏み付け等によりハッチョウトンボの生息に支障を及ぼすおそれがあるため、車馬の乗り入れは行わないこと。

ク 当該区域内に生息し、又は生育する野生動植物以外の個体であって、ハッチョウトンボの生息に影響を及ぼすおそれのある動植物を放ち、若しくは植栽し、又はその種をまく行為は行わないこと。特に、ハッチョウトンボの幼虫を捕食するアメリカザリガニを区域内に放たないこと。

ケ 殺虫剤及び除草剤は散布しないこと。

コ 火入れ及びたき火は行わないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書、イただし書、ウただし書及びカただし書に定める行為を行うに当たっては、ハッチョウトンボの生息状況に十分配慮し、当該行為によるハッチョウトンボへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。

(「区域図」は、省略し、その図面は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に備えて公衆の縦覧に供する。)

愛媛県告示第290号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動植物保護区を指定する。

1 特定希少野生動植物保護区の名称

織田ヶ浜ハマビシ保護区

2 指定の区域

今治市東村一丁目甲859番30地先の区域(区域図のとおり)

3 指定に係る特定希少野生動植物

ハマビシ

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) ハマビシの生育のために確保すべき条件

ハマビシは、今治市の一部にしか生育していない特定希少野生動植物である。当該区域におけるハマビシの生育には、砂浜の保全が必要である。

(2) 生育条件を維持するための環境管理の指針

ハマビシの生育条件である砂浜の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のハマビシの保全に努めるとともに、各種行為が地形、地質など生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生育環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、ハマビシの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。

イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、ハマビシの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。

ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。

エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。

オ 踏み付け等によりハマビシの生育に支障を及ぼすおそれがあるため、車馬の乗り入れは行わないこと。

カ 火入れ及びたき火は行わないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書及びイただし書に定める行為を行うに当たっては、ハマビシの生育状況に十分配慮し、当該行為によるハマビシへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。

(「区域図」は、省略し、その図面は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に備えて公衆の縦覧に供する。)

愛媛県告示第291号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動植物保護区を指定する。

1 特定希少野生動植物保護区の名称

織田ヶ浜ウンラン保護区

2 指定の区域

今治市東村三丁目甲582番地先の区域(区域図のとおり)

3 指定に係る特定希少野生動植物

ウンラン

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) ウンランの生育のために確保すべき条件

ウンランは、今治市の一部にしか生育していない特定希少野生動植物である。当該区域におけるウンランの生育には、砂浜の保全が必要である。

(2) 生育条件を維持するための環境管理の指針

ウンランの生育条件である砂浜の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のウンランの保全に努めるとともに、各種行為が地形、地質など生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生育環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、ウンランの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。

イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、ウンランの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。

ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。

エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。

オ 踏み付け等によりウンランの生育に支障を及ぼすおそれがあるため、車馬の乗り入れは行わないこと。

カ 火入れ及びたき火は行わないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書及びイただし書に定める行為を行うに当たっては、ウンランの生育状況に十分配慮し、当該行為によるウンランへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。

(「区域図」は、省略し、その図面は、愛媛県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に備えて公衆の縦覧に供する。)

(その他)